

大鹿村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 1,141	千円 2,251,847	千円 19,954	千円 248,895	% 11.1	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
24年度	人 29	千円 87,783	千円 8,680	千円 30,516	千円 126,979

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,378	千円 5,466

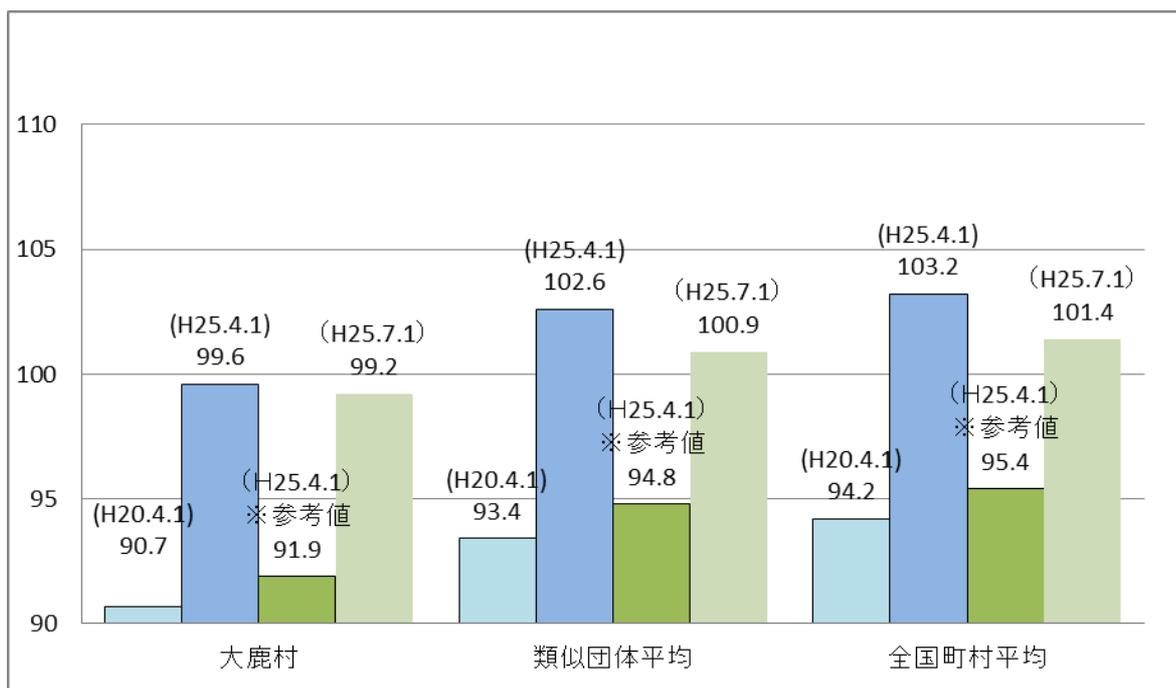
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由													
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日													
抑制済又は減額措置の内容														
<p>(給料) 一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を当該給与月額に乗じて得た額を減じた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ 行政職給与表(一)</td> <td>1級から3級まで</td> <td>100分の0.3</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハ 医療職給料表(三)</td> <td>1級から3級まで</td> <td>100分の0.3</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の0.55</td> </tr> </tbody> </table>		給料表	職務の級	割合	イ 行政職給与表(一)	1級から3級まで	100分の0.3	4級から6級まで	100分の0.55	ハ 医療職給料表(三)	1級から3級まで	100分の0.3	4級から6級まで	100分の0.55
給料表	職務の級	割合												
イ 行政職給与表(一)	1級から3級まで	100分の0.3												
	4級から6級まで	100分の0.55												
ハ 医療職給料表(三)	1級から3級まで	100分の0.3												
	4級から6級まで	100分の0.55												
<p>【H25.4.1ラスパイレス指数99.6・参考値91.6、減額時点のラスパイレス指数99.2】</p>														
<p>(手当) 手当については実施していない。</p>														

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大鹿村	42.3歳	302,952 円	338,086円	330,756円
長野県	45.3歳	343,594 円	398,524 円	377,781円
国	43.1歳	307,220 円 (332,446)	—	376,257円 (405,463)
類似団体	41.9歳	306,972円	345,188 円	336,473円

#### ② 技能労務職 該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		大鹿村	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,978 (172,200) 円
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	円	139,600円	—
	中学卒	円	円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

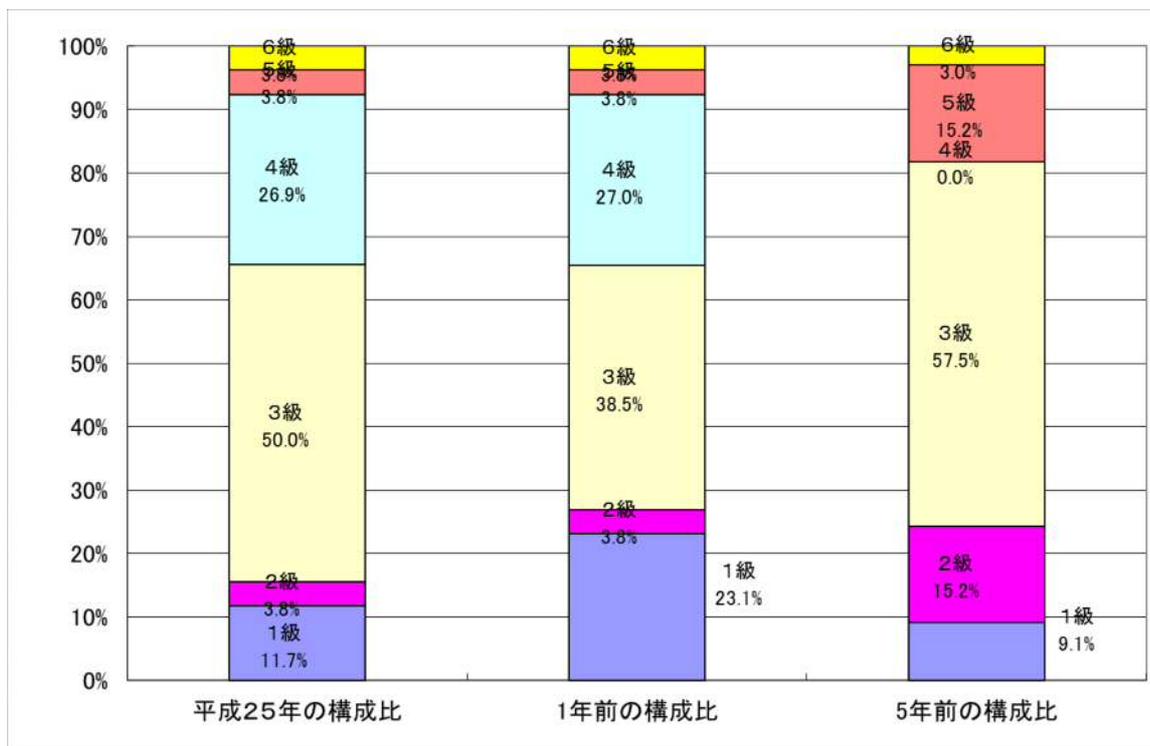
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当なし	299,500円	321,900円	367,000円
	高校卒	194,200円	265,700円	298,400円	310,600円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事	3人	11.7%	135,600円	243,700円
2級	主任、主査	1人	3.8%	185,800円	307,800円
3級	係長及び主幹	13人	50.0%	222,900円	354,700円
4級	課長及び課長補佐	7人	26.9%	261,900円	388,300円
5級	副参事	1人	3.8%	289,200円	400,600円
6級	参事	1人	3.8%	320,600円	422,600円

- (注) 1 大鹿村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇給区分に差をつけなかった。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大鹿村	長野県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,296千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,587千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 ( - )月分 ( - )月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、差をつけなかった。

### (2) 退職手当（25年4月1日現在）

○ ○ 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.79月分	勤続20年	23.03月分	28.79月分
勤続25年	32.83月分	38.96月分	勤続25年	32.83月分	38.96月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給	)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

### (3) 地域手当 支給対象地域外

### (4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		116千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		116,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		6.7%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職員	村税の調査、	116千円	給与月額0.015
感染症防疫等 作業手当	作業従事職員	感染症等が発生、あ るいはおそれのある 場合において作 業した場合	0円	1日1,000円
死体処理手当	作業従事職員	施設内で患者の 遺体を処理した とき又は、旅行死 亡人等を処理し た場合	0円	1体2,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	1631千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	54千円
支給実績（23年度決算）	1,046千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	40千円

### (6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者：13,000円、2人まで（配偶者扶養）：6,000円、1人まで（配偶者非扶養）：6,500円、1人まで（配偶者なし）：11,000円、その他：6,000円、特定期間の加算：5,000円	同	3,574千円	238,267円
住居手当	自ら居住するため住宅（借間を含む）を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃－12,000)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上27,000円	同	1,490千円	149,000円
通勤手当	通勤距離：片道2km以上 交通機関等使用：55,000円まで運賃相当額 自動車等使用：片道の距離により24,500円まで	同	387千円	25,800円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 給料月額16/100を超えない範囲	同	938千円	117,250円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中の勤務を命ぜられた職員 勤務1時間につき125/100～150/100の範囲以内	同	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 通常宿日直：4,200円 村長が定める業務を行なう宿日直：5,900円		2,471千円	85,207円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの期間で在勤する職員 世帯主（扶養親族有）：17,800円 世帯主（扶養親族無）：10,200円 以外の職員：7,360円	同	1,649千円	56,862円

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給料	市区町村長	558,000円 (600,000円)	787,000円	495,000円
	副市町村長	500,000円 (538,000円)	647,000円	421,500円
	教育長	448,000円 (472,000円)	-円	-円

（参考）類似団体における最高／最低額

報酬	議長	226,000円 (233,000円)	310,000円 / 171,100円	
	副議長	144,900円 (161,000円)	251,000円 / 119,000円	
	議員	127,350円 (141,500円)	223,000円 / 100,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長 市町村教育長	(24年度支給割合) 2.90月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.90月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給与月額×在職月数×0.44	12,672,000円	任期ごとに支給
	市町村教育長	給与月額×在職月数×0.26	6,714,240円	〃
	備考	給与月額×在職月数×0.19	4,304,640円	〃

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

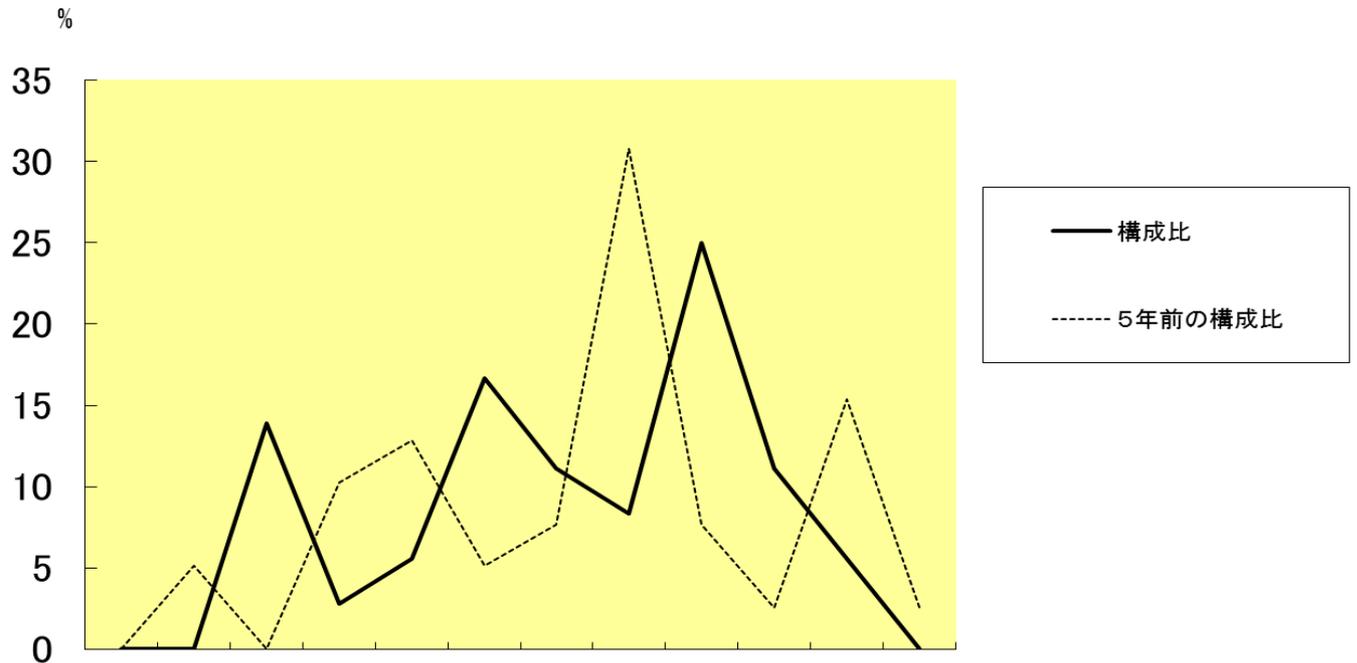
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	総務	7	6	△1	
		税務	2	1	△1	
		農林水産	6	6		
		商工	1	1		
		土木	2	2		
		民生	7	7		
		衛生	3	3		
	計	28	26	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 227.87人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 169.79人)	
	教育部門	2	4	2	<参考> (教育長含む) 人口1万人当たり職員数 35.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 -人)	
	小計	30	30			
公営企業等部門	水道	1	1			
	病院	5	4	△1		
	その他	2	2			
	小計	8	7	△1		
合計		38 [45]	37 [45]	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 333.04人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	5人	1人	2人	6人	4人	3人	9人	4人	2人		36人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	27	27	28	29	28	26	△1(3.8%)
教育	3	3	2	2	1	3	0(%)
普通会計計	30	30	30	31	29	29	△1(3.4%)
公営企業等会計計	8	8	9	9	8	7	△1(14.3%)
総合計	38	38	39	40	37	36	△2(5.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。